

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等

皆野町介護保険条例（平成12年条例第5号以下、条例という。）附則第8条により適用する条例第9条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、皆野町介護保険料減免取扱要綱（平成23年告示第16号以下、要綱とする。）第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例附則第8条第1項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 条例附則第8条第1項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額

■ 条例附則第8条第1項第1号

→主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負ったこと

■ 条例附則第8条第1項第2号

→主たる生計維持者の事業収入等※の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること

（※事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかについて。以下同じ。）

ア) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ) 主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考：この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

【表1】

A	当該第一号被保険者の保険料額
B	当該第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この表において「主たる生計維持者」という。）の減少することが見込まれる事業収入等（条例附則第8条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年の所得額
C	主たる生計維持者の前年の合計所得金額（介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この備考において同じ。）
d	次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

【表2】

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

◇具体的な収入減少の例◇

◆減免される場合

令和3年の給与収入（見込額）の令和2年に対する減少率が30%以上のとき

	収入※	減少額	減少率
令和2年	300万円		
令和3年（見込額）	207万円	93万円	31.0%

※事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれか

$$\text{減少率} = (300\text{万円} - 207\text{万円}) \div 300\text{万円} = 31.0\%$$

◆減免されない場合

令和3年の給与収入（見込額）の令和2年に対する減少率が30%未満のとき
(令和2年度は減免となったが、令和3年度は減免とならない場合)

	収入※	減少額	減少率
令和元年	300万円		
令和2年	207万円	93万円	31.0%
令和3年（見込額）	187万円	20万円	9.7%

※事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれか

$$\text{減少率} = (207\text{万円} - 187\text{万円}) \div 207\text{万円} = 9.7\%$$